

4

廃棄物処理に関する基本方針と主要施策

4つの基本方針に沿って、各種施策を推進します。

【基本方針】

【主要施策】

1. 3R施策の展開

(1) 排出抑制 (Reduce)

一般廃棄物

- ① 環境意識の高揚
- ② 経済的手法の導入

産業廃棄物

- ① 多量排出事業者による排出抑制の推進と指導の徹底
- ② 環境マネジメントシステム導入の促進
- ③ 廃棄物削減工程導入への支援
- ④ 発生・排出抑制技術の研究開発

(2) 再使用 (Reuse)

一般廃棄物

- ① 消費者の意識・行動の転換・誘導
- ② 回収、再生事業者への支援

産業廃棄物

- ① 製造業者等による再使用（リユース）の促進

(3) 再生利用 (Recycle)

一般廃棄物

- ① 愛媛エコタウンプラン（えひめエコランド構想）の推進
- ② リサイクル関連法による取り組みの推進
- ③ 広域連携によるリサイクルの推進
- ④ 焼却施設等による熱回収
- ⑤ 回収、再生事業者への支援（再掲）

産業廃棄物

- ① 愛媛エコタウンプラン（えひめエコランド構想）の推進（再掲）
- ② 資源循環優良モデル認定制度の充実
- ③ 産業廃棄物再生利用指定制度の活用促進
- ④ グリーン購入・調達促進
- ⑤ 建設廃棄物のリサイクルの推進
- ⑥ 循環的利用技術等研究開発への助成

2. 適正処理の確保

(1) 適正処理の確保と不適正処理の防止

一般廃棄物

- ① 適正な処理施設の整備促進
- ② ダイオキシン類の恒久対策の実施
- ③ ごみ処理広域化計画の推進
- ④ 不法投棄の防止

産業廃棄物

- 監視指導体制の拡充・強化
- ① 不適正処理防止対策の強化
 - ② 現職警察官等による監視指導の強化
 - ③ 不法投棄未然防止システムの導入による監視の強化
- 不適正処理の防止
- ① マニフェスト使用による適正処理の徹底
 - ② 適正処理に関する講習会等の実施
 - ③ 土砂埋立て等規制条例の厳正な運用
- 優良な処理業者の育成
- ① 処理業者の優良性の判断に係る評価制度の導入
 - ② 優良産業廃棄物処理業者の育成・支援
 - ③ 産業廃棄物処理業者情報検索システムの活用
- 有害物質対策
- ① ダイオキシン類の恒久対策の実施
 - ② PCB廃棄物の適正処理の推進
 - ③ アスベスト廃棄物の適正処理の推進

(2) 適正な処理施設の確保

一般廃棄物

- ① 県民の信頼性の確保
- ② 直接埋立物の中間処理の実施
- ③ 最終処分場の延命対策の推進
- ④ ごみ処理広域化計画の推進（再掲）
- ⑤ し尿処理施設の整備

産業廃棄物

- 民間事業者による処理施設整備の促進
- ① 融資制度等の充実と活用の促進
- 公共関与による処理施設整備の促進
- ① 廃棄物処理センターによる処理事業の推進

3. 産業廃棄物税の導入・活用

(1) 本県で多量に発生する焼却灰等産業廃棄物の減量・有効利用に関する研究・開発の推進または助成

(2) いわゆるエコタウン事業など環境ビジネスの振興

(3) 優良な処理業者の育成

(4) 監視指導体制の拡充・強化

4. 情報公開と廃棄物処理に関する理解促進

県民、事業者、処理業者、市町及び県の役割

廃棄物の排出を抑制し、適正な循環的利用を促進するためには、県民、事業者、処理業者及び行政が適切な役割分担のもと、積極的な取り組みを図ることが重要です。

● 県民の役割

全ての県民は、日常生活の中でごみを排出しており、ごみ問題の直接の原因者です。

従って、県民は、自らの日常生活の一つ一つの行動が、循環型社会の構築につながるという意識を持って行動することが重要となります。

- ごみを出さないライフスタイルの実践
- グリーン製品・サービスの選択
- 分別回収などのリサイクルシステムへの積極的な協力
- 環境教育、環境保全活動への参加・協力

県民

市町

● 市町の役割

市町は、住民や事業者が必要とする情報を提供し、具体的な行動のために必要な支援を行います。

また、自らも一般廃棄物の処理責任者として、廃棄物の減量化・リサイクル及び適正処理に当たり、他の模範となるよう、処理施設の整備及び処理技術の向上等に努めるものとします。

- 発生抑制と再使用の推進
- 3Rの推進と適正処理のための施設整備
- 情報の提供、普及啓発の推進
- グリーン購入・調達を含む、循環的利用促進のための取り組みの実践
- 一般廃棄物と産業廃棄物のあわせ処理の検討
- 不法投棄防止対策
- 県の行政施策への協力

事業者

●事業者の役割

全ての事業者は、事業活動の中で産業廃棄物や事業系ごみを排出しており、廃棄物問題の当事者です。

特に産業廃棄物については、排出事業者に処理責任があることを強く認識し、発生・排出抑制、再使用、再生利用、熱回収及び適正処理に自ら積極的に取り組む必要があります。

- 廃棄物を出さない事業活動
- 発生抑制、リサイクルに配慮した製品の製造・販売
- 廃棄物再資源化の促進
- グリーン購入・調達の実践
- 廃棄物の適正処理の実施
- 消費者への情報提供
- マニフェスト使用の徹底
- 処理施設の安定的確保
- 行政施策への協力

処理業者

●処理業者の役割

全ての処理業者は、廃棄物処理の中核的な担い手です。

処理業者は、事業者から委託を受けた廃棄物を適正かつ円滑に処理するとともに、地域住民の理解と協力が得られるよう地域環境の向上に取り組むという役割を分担します。

- 適正な契約及び適正処理の遂行
- 処理施設の安定的確保と維持管理の徹底
- 資質の向上
- 減量化・リサイクルの推進
- 行政施策への協力

県

●県の役割

県は、県内における一般廃棄物及び産業廃棄物の排出・処理状況を的確に把握し、これら廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理を推進するため、廃棄物処理の総合的かつ計画的な施策を講ずるとともに、循環型社会の構築に向けた各主体の自主的な取り組みに対して、情報提供、技術・資金面、規制緩和等あらゆる側面からこれを支援するものとします。

- 処理計画の策定と推進
- 情報の提供、普及啓発の推進
- 事業者及び処理業者に対する指導
- グリーン購入・調達を含む、リサイクルの促進
- 不適正処理に対する監視・規制の強化
- 公共関与による処理事業の推進
- 情報公開と普及啓発
- 事業者及び処理業者の資質の向上
- 公的融資制度の活用
- ごみ処理広域化の支援